

受領委任制度の変更で、「どう対応したらよいのかわからない」
「印鑑省略や償還払い対策が不安」・・・とお悩みの院長先生へ

2021年
最新版

どんときらい!

『受領委任制度変更』 『印鑑省略』・『償還払い』 完全対策セミナー開催

2021年より

『受領委任制度』の変更がありました！
また、印鑑省略、長期・頻回施術の償還払いなど
ルールが大きく変わります！
あなたは必要な対策、しっかり出来ていますか？

➤ お申し込みはこちら



一般社団法人

日本訪問マッサージ協会

[特定商取引法に基づく表記](#)

**2019年から始まった受領委任、
3年目の今年、大きな変更がありました！
また、制度の改正もありました！
ポイントをしっかりと理解し、
対応に困らないようにしましょう！**

**受領委任制度の変更があった、、、
でも変更点の中身がはっきり理解できない**

- ☑ 施術管理者を変更したいんだけど、必要な書類が分からない
- ☑ 採用した施術者が今年の春卒業したばかりの人だが、
施術管理者になれるのかな...
- ☑ 施術管理者の実務要件って実際に働いた時間？
- ☑ 施術管理者研修を1年以内に受講しなかったらどうなるの？
- ☑ これから開設しようと思っているが、受領委任制度自体よく分かっていない
- ☑ 押印省略ってなったけど、全く必要ないってこと？
- ☑ 押印なしだと、訂正印はどうなるの??
- ☑ 1年以上・16回以上の場合、償還払いになるの!?

大丈夫です！

2時間のセミナーであなたの悩みや不安は
払拭されるでしょう。

**知ると知らぬで実務に差が出る
あなたにお伝えするセミナーの内容とは？**

1. 制度概要と導入について

受領委任制度のことを全くご存じない、今回初めてといった方もいらっしゃると思いますので、まずは受領委任制度の概要についてお伝えいたします。

そして、平成31年1月より順次導入されており、現在までにどのくらい受領委任が導入されているかなどについてもお話しさせていただく予定です。

2. 3年目の大改正

受領委任制度施行開始から3年目となる今年、施術管理者になれる要件が追加されました。実務要件や研修受講要件について「このような場合は？」といった例を上げつつ、わかりやすくお伝えいたします。

3. 施術管理者要件追加による国試合格者について対応

今現在専門学校などの養成学校に通われており、今後免許を取得予定の方（令和3年度から令和7年度までに国家試験に合格をし免許を取られる方）に対しては「特例」があります。（新規資格取得者に対する施術管理者になるための特例）この特例の対象となる方、届出の仕方などについてお伝えいたします。

4. 押印省略

制度の改正により、療養費支給申請に関する書類の押印を省略できるようになりました。ただ、「毎回患者様に押印をもらう手間が省け、楽になった！」と素直に喜べないのが実際のところ。押印がないということは…

「必ず「署名」してもらわなければならないのか？」

「レセコンソフトで印字したものにも押印は必要ないの？」

「患者様がかけない時は代理人の署名でも大丈夫？その時押印は？」

と様々なシーンで疑問がわくと思います。

これらに関しても、状況に応じた対応法をお伝えいたします。

5. 長期・頻回の施術等に関する償還払いに戻せる仕組み

これまで、1年以上・16回以上施術の場合は、「1年以上継続理由状態記入書」を提出すればOKでした。

ですが、今回の改正で、“受領委任で申請をしても償還払いに戻せる”という仕組みが導入されました。

受領委任で請求ができると思っていて、突然償還払いと言われたら、患者様にとって一時的にはありますが、かなりの負担になりますよね。

「どんなケースだと償還払いになるのか？」といったところにポイントを絞ってお伝えいたします。

講師

今回も、当協会の医療事務スペシャリストが、講師を務めます！

受領委任制度が施行される前年の2018年に『受領委任制度の取り扱いに関する勉強会』や『受領委任制度 緊急対策セミナー』を開催させていただき、ご参加下さった方から「何をすれば良いか明確になった!」、「受講して良かった」等たくさんのお声をいただきました。

今回も、現場からの視点で厚労省や各厚生支局に確認し、一連の手続きに対する疑問を解消してきました。

変更ポイントをできるだけ簡潔にまとめ、2時間で受領委任変更点についてご理解いただけるよう、手持ちの情報すべてを分かりやすくお伝えいたします。



2019.1.18 どんと来い！受領委任制度“初”レセプト対策セミナー（東京）



2019.1.31 どんと来い！受領委任制度“初”レセプト対策 zoom セミナー

もし、あなたがこのセミナーに 以下のことを期待されるなら…

- ☑ 通達を読んでもよく分からないのでセミナーで教えてもらいたい
- ☑ 採用した施術者が新卒の場合、施術管理者になれるのか不安なので、はっきりと知りたい
- ☑ 施術管理者の実務要件って実際に働いた時間？
- ☑ 施術管理者研修を1年以内に受講しなかったらどうなるのか知りたい
- ☑ 受領委任について全く知識がないので知りたい
- ☑ 押印省略の解釈の仕方を知りたい
- ☑ 1年以上・16回以上の施術で償還払いになるのはどんなケースか知りたい

これらのご期待にお応えするのが、
日本訪問マッサージ協会の

どんと来い！

**受領委任制度変更『印鑑省略』・『償還払い』
完全対策セミナー**

です！

➤ お申し込みはこちら

どんと来い！

どんと来い！受領委任制度変更
『印鑑省略』・『償還払い』完全対策セミナー
(オンライン) 開催日程

5/27 (木) 15時～17時

どんと来い！受領委任制度変更
『印鑑省略』・『償還払い』完全対策セミナー
(オンライン) 参加費

日本訪問マッサージ協会正会員様
※月額 4055 円の会費をお支払いの方

無料

通常募集価格(非会員様)

11,000 円 (税込)

あなたのその悩み解決します！

2019年の受領委任制度開始から3年が経ち、施行開始から順次導入されて、2021年4月現在、47都道府県すべての後期高齢者医療広域連合においては、受領委任制度が導入されております。

今回、大改正がありました、「何が改正されたのか」、「自身にとってどのように関係してくるのか」と色々気になってはいないでしょうか？

- ・施術管理者が退職した場合の新しい施術管理者を選任する際の届け出の仕方は？
- ・施術所を移転する場合の届け出の仕方は？
- ・出張専門から開設に変更する際の届出の仕方は？
- ・これから資格を取得予定だが、卒業後すぐに自分で開設できるの？

など、様々な状況での届出が考えられますが、場合によっては施術管理者を引き継げないといったこともあります。

受領委任制度について、また、変更点についてしっかり理解できていないと、予定通りに事が進まなくなる可能性もございます。

細かいポイントがたくさんありますので、これらの変更点について理解したうえで対応しないと、請求業務にも影響が出る可能性があります。

出来れば、スムーズに届出変更や申請したいですよね？

今回の受領委任の変更点について、効率よく詳しい情報を得たい方は、ぜひ今回の『**どんと来い！受領委任制度変更『印鑑省略』・『償還払い』完全対策セミナー**』をご活用ください。

決して損はさせません！！

 **お申し込みはこちら**



一般社団法人

日本訪問マッサージ協会

[特定商取引法に基づく表記](#)